

## 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同令第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年二月十五日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

- 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称 独立行政法人海技教育機構
- 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の所在地  
(変更前) (一) 独立行政法人海技教育機構国立小樽海上技術短期大学校  
北海道小樽市桜三二二一―一  
(ロ) 独立行政法人海技教育機構海技大学校  
兵庫県芦屋市西蔵町十二―二十四  
(変更後) (一) 独立行政法人海技教育機構国立小樽海上技術短期大学校  
北海道小樽市桜三二二一―一  
(ロ) 独立行政法人海技教育機構国立唐津海上技術短期大学校  
佐賀県唐津市東大島町十三―五  
(ハ) 独立行政法人海技教育機構海技大学校  
兵庫県芦屋市西蔵町十二―二十四

三 変更年月日 令和六年四月一日

## 中国地方整備局公示

一般河川吉井川水系吉井川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

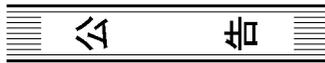
令和6年2月15日

中国地方整備局長 中崎 剛

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 ①小型船舶（FRP製）1隻
- 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時  
(1) 保管した工作物の放置されていた場所 岡山県岡山市東区百枝月地先  
(2) 当該工作物を除却した日時 令和5年11月28日13時
- 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所  
(1) 当該工作物の保管を始めた日時 令和5年11月28日16時  
(2) 保管の場所 岡山県岡山市東区金岡東町一丁目地先 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所資材置場
- その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

- 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086-223-5193



## 諸事項

## 公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、令和6年2月2日付で令和6年2月9日から令和6年8月8日までの6月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年2月15日

金融庁長官 栗田 照久  
記

公認会計士 前田 勝昭

公認会計士登録番号 第5796号

事務所所在地 愛知県名古屋市中区金山1丁目14番18号A-PLACE金山

## 有権者申出方

元当局所属公証人江畑宏則の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和6年2月15日

東京法務局

## 少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の5第10項、保険業法施行令第38条の7第3項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第1項の規定により、次の各号のとおり公示する。

- 商号 J I D株式会社（旧商号 J I D少額短期保険株式会社）
- 本店の所在地 神奈川県横浜市神奈川区反町四丁目37番3号
- 代表者の氏名 梅田真理子
- 取戻しをしようとする供託金の額 12,000,000円
- 上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の5第6項の権利を有する者は、令和6年8月16日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第4課に提出されたい。
- 前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和6年2月15日

関東財務局長 伊野 彰洋

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和5年（家）第7812号

愛知県春日井市八田町1丁目2番地14

申立人 山本 良夫

本籍愛知県春日井市八田町2丁目44番地7、最後の住所愛知県春日井市妙慶町3丁目22番地1 すずらん春日井211号、死亡の場所愛知県春日井市、死亡年月日令和5年10月20日、出生の場所愛知県東春日井郡鳥居松村、出生年月日昭和15年10月2日、職業無職

被相続人 亡 安藤 一年

事務所名古屋市中区植木町1丁目26番地 楠田・安積法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡田 善行

催告期間満了日 令和6年9月6日

名古屋家庭裁判所

## 令和5年（家）第2187号

愛知県一宮市富田字下屋敷29番地1

申立人 森 隆

本籍愛知県一宮市富田字下屋敷29番地1、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和2年2月19日、出生の場所愛知県尾西市、出生年月日昭和34年9月24日、職業無職

被相続人 亡 森 秀樹

愛知県一宮市栄3丁目2番17号 一宮駅東口

ビル1棟2階B号室 山岡法律事務所

相続財産清算人 山岡 大介

催告期間満了日 令和6年8月27日

名古屋家庭裁判所一宮支部

## 令和5年（家）第395号

三重県鈴鹿市白子4丁目2-28

申立人 杉野 彰則

本籍三重県津市河芸町北黒田324番地、最後の住所三重県津市河芸町北黒田324番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和5年9月16日、出生の場所三重県河芸郡黒田村、出生年月日昭和2年2月1日、職業無職

被相続人 亡 正木 良一

三重県四日市市三栄町4-9 コーポータル

ク1階 リベラ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 芦葉 甫

催告期間満了日 令和6年8月26日

津家庭裁判所

## 令和5年（家）第171号

三重県伊勢市小木町57番地1

申立人 石川商工株式会社

本籍三重県伊勢市佐八町2033番地、最後の住所三重県伊勢市佐八町2033番地、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日平成14年8月25日、出生の場所三重県度会郡宮本村、出生年月日大正4年4月15日、職業不明

被相続人 亡 山本 春一

事務所三重県津市羽所町700番地 アスト

8階 弁護士法人シンフォニア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三浦 敏秀

催告期間満了日 令和6年9月10日

津家庭裁判所伊勢支部